

雇児母発 0624 第1号

平成23年6月24日

日本産婦人科医会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

母体保護法の一部を改正する法律の施行について

母体保護法（昭和23年法律第156号。以下「法」という。）の一部が、母体保護法の一部を改正する法律（平成23年法律第75号。以下「改正法」という。）をもって改正され、本日施行されたところであるが、改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知頂くとともに、今後とも、法第14条に基づく人工妊娠中絶の実施や法第25条に基づく届出の実施等について適切な運用を図られたい。

記

第1 改正の趣旨

法第14条第1項では、人工妊娠中絶の要件を定めており、人工妊娠中絶を行うことができる医師（以下「指定医師」という。）の指定は、「都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会」が行うこととされている。

今般、都道府県の区域を単位として設立された医師会であって、改正法施行時において、特例社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人をいう。以下同じ。）であり、通常の一般社団法人に移行するものについて、引き続き、指定医師の指定を行わせるため、所要の規定の整備を行ったものであ

ること。

また、当該医師会の行う指定医師の指定について、厚生労働大臣による報告の徴収、助言・勧告の規定を新たに設けることとしたものであること。

第2 改正の内容（法附則第40条関係）

1. 指定医師を指定する医師会の特例

(1) 法第14条第1項に規定する「公益社団法人」に、公益社団法人及び特例社団法人以外の一般社団法人であって、改正法の施行の際特例社団法人であったもの（以下「特定法人」という。）を含むものとしたこと。（法附則第40条第1項）

(2) 厚生労働大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定法人たる医師会に対し、当該医師会が行う指定医師の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができることとしたこと。（法附則第40条第2項）

3 不正指令電磁的記録作成等

(一) 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、不正指令電磁的記録等を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。(第一六八条の二第二項関係)

(二) 正当な理由がないのに、不正指令電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、(一)と同様とすることとした。(第一六八条の二第二項関係)

4 不正指令電磁的記録取得等

正当な理由がないのに、3の(一)の目的で、不正指令電磁的記録等を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処することとした。(第一六八条の三関係)

5 わいせつな電磁的記録の頒布等

(一) わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二五〇万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科することとし、電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録等を頒布した者も、同様とすることとした。(第一七五条第一項関係)

(二) 有償で頒布する目的で、(一)の物を所持し、又は(一)の電磁的記録を保管した者も、(一)と同様とすることとした。(第一七五条第二項関係)

6 電子計算機損壊等業務妨害罪の未遂

電子計算機損壊等業務妨害罪の未遂は、罰することとした。(第二三四条の二第二項関係)

二 刑事訴訟法の一部改正関係

1 電気通信回線で接続している記録媒体から差し押さえるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機

で作成又は変更をした電磁的記録等を保管するために使用されていると認められる状況にあるものから、その電磁的記録等を当該電子計算機等に複写した上、当該電子計算機等を差し押さえることができることとした。(第九九条第二項、第二一八条第二項関係)

2 記録命令付差押え

電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させるなどした上、当該記録媒体を差し押さえる「記録命令付差押え」をすることができることとした。(第九九条の二、第二一八条第一項関係)

3 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法

差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押状の執行をする者等は、その差押えに代えて、当該記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写するなどした上、当該他の記録媒体を差し押さえることができることとした。(第一一〇条の二、第二二二条第一項関係)

4 保全要請

検察官、検察事務官又は司法警察員は、差押え等をするため必要があるときは、電気通信事業者等に対し、その業務上記録している通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三〇日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面でも求めることができることとし、消去しないよう求める期間は、特に必要があるときは、三〇日を超えない範囲内で延長することができるものとした。ただし、その期間は通じて六〇日を超えることができないこととした。(第一九七条第三項、第四項関係)

三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正関係

1 組織的な封印等破棄等
一の1の(一)から(四)までの罪に当たる行為が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたとき等においては、その罪を犯した者は、五年以下

の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。(第三条関係)

四 施行期日等

1 この法律の施行期日について定めることとした。(附則第一条関係)
2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第二条ないし第六三条関係)

◇母体保護法の一部を改正する法律(法律第七五号)(厚生労働省)

1 都道府県の区域を単位として設立された医師会であつて、通常の一般社団法人となるもの(2)において「特定法人」という。について、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師(2)において「指定医師」という。の指定を行わせることとした。(附則第四〇条第一項関係)

2 厚生労働大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定法人たる医師会に対し、当該医師会が行う指定医師の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができることとした。(附則第四〇条第二項関係)

3 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災復興基本法(法律第七六号)(内閣官房)

1 総則
(一) 目的
この法律は、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、震災復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とすることとした。(第一条関係)

(一) 基本理念

復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。こととした。(第二条関係)

(1) 単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策等により、新たな地域社会の構築がなされることともに、二一世紀半ばにおける日本のありべき姿を目指して行われるべきこと。

(2) 国と地方公共団体との適切な役割分担等がなされるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。

(3) 国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者等の多様な主体が、自発的に協働し、適切に役割を分担すべきこと。

(4) 我が国が直面する課題や人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

(5) 災害の防止効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進める施策、被災地域における雇用機会の創出と持続可能な活力ある社会経済の再生を図るための施策、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策を推進すること。

(6) 原子力発電施設事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、(1)から(5)までに掲げる事項が行われるべきこと。

国は、二一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災復興基本方針を定め、これに基づき、復興に必要な措置を講ずる責務を有し、地方公共団体は、東日本大震災復興基本方針を踏まえ、復興に必要な措置を講ずる責務を有することとした。(第三条及び第四条関係)

